

交流

2021年8月 vol.965

公益財団法人 日本台湾交流協会
Japan-Taiwan Exchange Association

台湾を取り巻く安全保障環境



行政院農業委員會のリモート記者会見に参加した星野光明
台北事務所副代表（左2）。(写真出典：行政院農業委員會)

交流

2021年8月
vol. 965

目次

CONTENTS

台湾有事と日米同盟……………	1
(神保謙)	
台湾魅力発信 vol.6	
早川友久・李登輝元総統日本人秘書インタビュー……………	5
(寺山学)	
台湾における並行輸入の適正化によるブランド保護……………	11
(羅秀培)	
Taiwan's gift to the world (台湾から世界への贈り物) ……	19
(小林賢伍)	
日台若手研究者共同研究事業研究成果報告 (環境・エネルギーグループ) ……	27
(芳川恒志)	
日本台湾交流協会事業月間報告 (7月実施分) ……	32

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●● 日本台湾交流協会について ●●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

●● 表紙写真 ●●

2021年7月16日、行政院農業委員会陳吉仲主任委員がリモート記者会見を開き、台湾産バナナ5,000キロを東京オリンピック・パラリンピック選手村に提供することを発表した。台湾産バナナがオリパラ選手村の使用食材に選ばれるのは今回が初めてとなる。当協会星野光明台北事務所副代表は、台湾のバナナは世界各地の選手に活力を与えることだろうと述べた。(参考：中央通社「台湾産バナナ5,000キロ、選手村で提供へ 初めて使用食材に選ばれる」、2021年7月16日)

台湾有事と日米同盟

慶應義塾大学総合政策学部教授 神保謙

1. 日米同盟の焦点としての台湾海峡の平和と安定

2021年4月の菅・バイデン日米首脳会談後に発表された日米共同首脳声明で「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す」という文言が挿入されたことは、多くの注目を集めた。日米首脳による共同声明で台湾が表記されたのは、1969年の佐藤・ニクソン共同声明以来、実に半世紀ぶりのことであり、日中国交正常化以降では初めてのことだった。

もっとも日米両国の外務・防衛当局者間ではこれまでも台湾問題は緊密な協議を続けてきた。例えば、小泉・ブッシュ時代の2005年2月の日米安全保障協議委員会（外務・防衛2+2）共同発表では日米両国の「地域における共通の戦略目標」として、「台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す」ことがすでに盛り込まれていた。菅・オバマ時代の2011年6月の2+2共同発表は「対話を通じた兩岸問題の平和的な解決を促す」と言及していた。そして、今回の日米首脳会談に先駆けて開催された2+2では「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調した」と踏み込んでいた。

日米首脳会談の準備過程では、米国側は日本に対し台湾へのより強い関与を促したとされている。これに対し、日本側は中国の反発を懸念して「拳を振り上げばなしのような表現は避けたかった」という判断から、これまで2+2で確認されてきた文言を組み合わせることで決着したとされる。「台湾問題は平和的に解決してほしいというのが、日本の変わらない立場」（菅義偉首相、記者会見）、「基本的立場に変わりはない」（茂木外相、参院外交防衛委員会）と、中国側への配慮

を滲ませている。

その一方で、今回の共同声明では「日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意」する異例の文言を盛り込み、これが中国の軍事力の強化に対する防衛力の必要性を意味することは明らかである。また、日本政府は「台湾海峡有事が発生した際の自衛隊活動に関わる法運用の本格的な検討に入った」（共同通信、2021年4月26日）とされ、さらに「日米が台湾有事を想定して南シナ海や東シナ海で共同演習を行なっている」（Financial Times, 2021年7月1日）とも報じられている。日米同盟が想定する危機のシナリオとして、台湾海峡に対する焦点が急速に高まっていることは疑いようがない。

2. 中台・米中軍事バランスの変化の深刻度

米国の台湾危機に対する厳しい認識を示したのが、米インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン前司令官の上院軍事委員会での「台湾への脅威は、今後6年以内に明らかになる」という発言だった（米上院軍事委員会、2021年3月9日）。新たにインド太平洋軍の司令官に就任したジョン・アキリーノ大将も台湾海峡をめぐる情勢は「多くの人が考えるより、はるかに切迫している」という認識を示している（同委員会、2021年3月23日）。なかでもデービッドソン前司令官の「6年以内」というセンセーショナルな时限設定は、中国の政治サイクル（2022年秋の中国共産党大会を基準に、習近平党総書記が3期目の任期である5年を合わせた年数）を基準としたとする解釈や、中国の軍事能力（台湾に対する大規模な揚陸

作戦を含む統合作戦を実行可能な装備と運用能力)の見積もりを重視した解釈など、多くの憶測が飛び交った。

米議会も台湾危機に対する問題意識を深めている。すでにトランプ政権期より米議会は超党派で国防権限法、台湾旅行法、アジア再保証推進法などを通じて台湾の外交的地位の向上や安全保障関与について米政府への働きかけを強めてきた。またトランプ政権期には台湾関係法に基づく武器売却を計11回にわたり実施している。また米議会の超党派諮問機関、米中経済安全保障再考委員会(USCC)は、2020年12月に年次報告書で台湾有事に強い警戒感を表明し、台湾に対する支援を呼びかけている。

こうした危機感の背景にあるのは、台湾をとりまく二つの軍事バランスの変化の深刻性である。第1は中台軍事バランスの量的・質的な変化である。日本防衛白書(2021年版)によれば、中国の公表国防費はすでに台湾の16倍となっており、「海・空軍力については、中国が量的に圧倒するのみならず、台湾が優位であった質的な面においても、近年、中国の海・空軍力が急速に強化されている」と評価している。そしてミサイル攻撃力についても、「中国は台湾を射程に収める短距離弾道ミサイルなどを多数保有しており、台湾には有効な対抗手段が乏しい」とされる。そして、中国軍の台湾本島への着上陸侵攻能力は「現時点では限定的」ではあるが、「中国は大型揚陸艦の建造を進め着上陸侵攻能力を着実に向上」させている。その反面、台湾の防衛予算の増額は進んでおらず、非対称戦力の整備も途上の段階である。その結果、中台関係の軍事バランスは著しく均衡を失い、徐々に中国軍の着上陸侵攻が現実的な選択肢として検討可能になってしまう。

第2は米中軍事バランスの変化である。中国は米軍の西太平洋での軍事作戦のための介入を阻止し(接近阻止)、第2列島線以内の海域において米軍が自由に作戦を展開することを阻害する能力

(領域拒否)を高めている。中国軍の保有する攻撃機、水上戦闘艦、ミサイル艇、潜水艦は接近阻止に効果的な役割を果たすようになり、また多数配備された対艦弾道ミサイル、中距離弾道・巡航ミサイルは領域拒否の主要な装備として、有事における米軍の行動を制約する。また米軍及び研究機関が近年実施した台湾及び南シナ海に関する図上演習(ウォーゲーム)において、米軍は中国軍に対して劣勢に置かれたことが報道されている。こうした米中軍事対立の能力評価が米軍不利に傾くと評価されるなかで、中国側が台湾有事における米軍の介入能力に対して疑問視(もしくは過小評価)する可能性が高まりつつあるといえる。

こうした中台・米中の二つの軍事バランスの変化が、台湾の安全保障環境を脆弱にさせ、中国に機会主義的な決定を導きかねないという懸念が高まっているのである。中国軍事専門家のオリアーナ・スカイラー・マストロは、中国政府は台湾に対する軍事作戦を現実の可能性として捉え、「米国が台湾有事に介入しても、状況を制することができる」と考えるようになったと論じている(Oriana Skylar Mastro, "The Taiwan Temptation: Why Beijing Might Resort to Force", *Foreign Affairs*, July/August, 2021)。

もっとも、米国の安全保障専門家の間では、中国軍が2030年頃までに台湾に対する全面侵攻作戦を実施することは、なお難しいとする評価も多い。仮に上陸作戦に成功したとしても、台湾を制圧して平定するためには数十万人規模の兵力を動員する必要がある、そのような大規模・長期間の動員作戦を実施することは依然として難しいと見られているからである。長期間にわたる作戦は米軍の本格介入や国際社会の中国対抗の団結を促し、何よりも台湾軍・住民の抵抗力を勢いづかせる可能性も高い。さらに、中国にとって台湾に対する軍事作戦は失敗が許されない。仮に自らの政策決定により台湾統一に失敗すれば、中国共産党に対する政治的信頼は大きく失墜するだろう。

3. 台湾有事シナリオ：「クリミア型」・「限定介入型」・「全面侵攻型」

台湾有事の可能性は中国の政策決定者が、台湾に対する軍事作戦の成功を確信した場合に限られるとみてよい。しかし世界の戦争史に見られるように、為政者の意思決定は常に合理的ではなく、相手の能力や同盟国の介入意思を過小評価するが故に生じてしまった戦争も多い。またかつて魏鳳和國務委員兼国防相が「いかなる犠牲を払ってでも祖国統一を維持する」（米中閣僚級外交・安全保障対話、2018年11月9日）と語ったように、合理性を度外視してでも核心的利益を維持するための軍事作戦を実施する用意がある、との認識も軽視すべきではないだろう。

こうした合理性と非合理性の天秤の下で、いかなる台湾有事のシナリオがあり得るだろうか。ここでは、シンクタンクの分析や多くの論者の論考の中から、蓋然性が高く検討の余地があるシナリオを取り上げたい。第一は「クリミア危機型」の介入である。2014年3月にロシアはクリミア自治共和国を併合したが、その際にはクリミア内部の親ロシア派を支援してロシア系住民の保護を理由に介入し、その後クリミア議会はウクライナからの分離とロシアへの編入を求める決議を採択し、住民投票を編入支持で成立させた。この事例に倣えば、台湾内部における政治・イデオロギー対立を拡大させ、社会内部の分裂を深刻化させ、外省人系の親中派の勢力を拡大させる。その際に電子・サイバー攻撃を併用して、台湾の情報空間を混乱させる。そして、政治・社会的な混乱などを契機に治安維持を理由として軍事的に介入し、台湾における支配権を確立するというシナリオである。

クリミア危機型の台湾有事は、現在の台湾における台湾アイデンティティの普及と定着、現状維持に対する強い志向と中台統一機運の後退、そして民進党に対する支持の浸透という状況において、にわかに想定することは困難である。とりわ

け香港における民主化弾圧によって一国二制度が崩れていく現状を目の当たりにし、「一つの中国・二つの解釈」を台湾側の前提とする「九二共識」が台湾内で受け入れられる余地が縮小する中で、台湾における親中派による社会分断の可能性を考えることは限りなく難しくなっている。

第二の可能性は、台湾の離島に対する併合や侵攻を組み合わせた「限定侵攻型」の介入である。中国大陸にほど近い金門島・馬祖島や、台湾海峡南端からバシー海峡に面する東沙島、南シナ海で台湾が実効支配する太平島などがこれらシナリオに含まれる。これら離島は防衛態勢が薄く、台湾本島からも距離が離れており、有事に際する台湾からの軍事展開は難しい環境にある。また中国軍にとっては集中的な兵力展開によって、短期的に占領を達成することもさほど難しくない。さらに、電撃的な島嶼奪取作戦を実行すれば、米軍が来援する余地さえ与えずに、任務を完了することも可能となるかもしれない。中国指導部にとっても、台湾統一に向けた第一歩として、実効支配領域を拡大することを政治的に宣伝できる。

しかし、中国が「限定侵攻型」作戦を実行することは、離島の占領に成功するかも知れないが、その後の戦略的勝算が乏しい。中国の軍事作戦による現状変更は、米国をはじめとする国際社会の対中世論を決定的に悪化させ、米国は台湾に対する安全保障関係を抜本的に強化させることになるだろう。こうして台湾本島の防衛態勢が強化されれば、台湾統一のシナリオは決定的に失われかねない。その結果「小さな魚をとり、大きな魚を逃す」政策を実行した戦略的な失敗として、歴史に記憶されることになる。

第三の可能性は、台湾に対する「全面侵攻型」介入である。まず緒戦に台湾の防空システムや飛行場などを航空・ミサイル攻撃で破壊し、台湾の港湾施設を機雷作戦で封鎖し水上艦艇の足を止め、台湾海峡の制海・制空権を確保した上で、陸上部隊を揚陸艦で派遣し、着上陸侵攻及び地上で

の掃討作戦を実施するというものである。この際、米軍が介入する機会を与えないほどの電撃作戦を実行するか、米軍の介入を阻止もしくは遅延させる作戦を実施する必要がある。

ただ台湾に対する全面侵攻作戦を成功の確信をもって実施するには、なお人民解放軍の能力は十分とはいえない状況にある。とりわけ台湾への着上陸と制圧作戦の実行には10万人以上の規模の集中的な戦力展開が必要とされるが、海上からの上陸作戦に必要な揚陸艦、空挺作戦用の大型輸送機なども、まだこの規模の部隊を集中展開することはできない。また、作戦の規模を拡大して西太平洋の主要な米軍基地などを攻撃すれば、短期的には米軍介入能力を阻止することができても、作戦が長引けば結果として米軍の大規模介入を招く可能性が高くなる。台湾が非対称戦力によって中国軍の上陸作戦を遅延させることができれば、時間の経過は中国軍の態勢を不利にすることになる。そして、上記2つのシナリオと同様に、台湾に対する介入失敗は、中国指導者にとっての致命的な政治的失点を覚悟しなければならない。

4. 日米同盟と日本の防衛力の方向性

上記で検討した3つの台湾有事シナリオが生起するには、中国の政治指導者が介入の成功を確信し、なおかつ米国との全面的な対立を回避し、台湾を政治的に屈服させることが条件となる。そしてこれらの条件が整う可能性は依然として低い。結果として台湾有事が起こる可能性は必ずしも高くないという判断には十分な根拠がある。他方で、前述したように政治指導者は常に合理的決定をするとは限らず、情報は常に不完全なため、上記シナリオが成功するとの誤算をする可能性はある。また、仮に米国と台湾の軍事関係が今後さらに強化され、台湾との平和的統一の道筋の望みが絶たれたと判断した場合、中国指導者は時間を置かず介入する判断をするかもしれない。また、米国の介入能力と意思を過小評価して、中台の軍事バランスだけを

軍事作戦図に置いて思考するかもしれない。

現在の米国の対中軍事戦略は、台湾介入が可能だと考える中国の政治判断・誤算・過小評価をさせないために、組み立てられようとしている。その方向性は現在の米国防省の推進する「統合的抑止戦略」(integrated deterrence)と、米統合参謀本部が取りまとめたばかりの「統合戦闘コンセプト」(joint warfighting concept)の実現と深く関わり合う。米軍は従来の戦闘領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波領域を組み合わせたマルチ・ドメイン作戦を基礎としながら、「戦力を分散しつつも、攻撃時に打撃力を集中させる」、「仮に指揮系統の一部が破壊されても、モジュール化された他の部隊が自律的に作戦行動を展開する」といった、新しい戦い方が模索されているのである。

日米同盟が現在直面しているのは、パワーバランスの変化が進む戦略環境において、いかに新しい戦い方を確立できるかという課題である。かつて尖閣諸島の防衛を念頭においた「グレーゾーンの事態」に備えることは次元が異なる、ハイエンド型の任務を遂行する同盟の確立が求められる。日本の自衛隊には、上記「統合作戦コンセプト」の下で共同作戦を実行可能とする改革が急務となる。また、日本国内の自衛隊及び在日米軍の施設区域にも、高い強靱性や抗堪性の確保が求められる。

また、これまで挙げた台湾有事のシナリオにおいて、日本が傍観者でいられるという事態は想定しえない。日本の南西国境付近にある与那国島は、台湾本島からわずか100km強の距離にある。仮に台湾有事が起こり、中国軍が作戦を展開した場合、南西諸島は当然のごとく作戦戦域内となり、日本有事として接続する。そして米軍が介入を決断した場合、日本は米軍と共に台湾防衛のための共同作戦を実施することは確実である。重要なことは、こうした日米同盟の意思と能力を明示して、中国の政策決定者が誤解・誤算をさせないことなのである。

(了)

台湾魅力発信 vol.6

早川友久・李登輝元総統日本人秘書インタビュー

慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員 寺山学
(元日本台湾交流協会台北事務所総務室長)

2018年から2019年にかけて『交流』において連載した「台湾魅力発信」シリーズを今号より再始動。台湾各界において影響力のある方々を取材し、政治、経済及び文化など様々な分野から見た台湾の魅力について発信していきます。今号では、昨年7月30日に逝去された李登輝元総統の日本人秘書として、8年にわたり李登輝元総統にお仕えされた早川友久氏を取材。側近として間近で接してこられた李登輝元総統の素顔や李登輝元総統が生前日本人に伝えなかったこと、そして李登輝元総統の遺志を継ぐ財団法人李登輝基金会の今後の活動などについてお話を伺いました。

- ・インタビュー実施日 2021年7月16日
- ・インタビュー実施場所 財団法人李登輝基金会

＜早川友久氏略歴＞

1977年、栃木県足利市生まれ。早稲田大学卒。

2002年、台湾を初訪問した際に目撃した台湾の選挙活動に感動を覚え、台湾に対する関心を抱く。同年発足した「日本李登輝友の会」の青年部長に就任。

2003年、金美齡（元総統府国策顧問）事務所秘書に就任。

2007年、台湾大学法学部へ留学。この間、李登輝チームの一員として活動。

2012年、李登輝事務所秘書に就任。以後8年にわたり日本担当の側近として李登輝元総統の活動を支えた。

著書に、『李登輝 いま本当に伝えたいこと』（ビジネス社）、『総統とわたしー「アジアの哲人」李登輝の一番近くにいた日本人秘書の8年間』（ウェッジ）、『オードリー・タン 日本人のためのデジタル未来学』（ビジネス社）、翻訳書にオードリー・タン著『オードリー・タン デジタルとAIの未来を語る』（プレジデント社）。



李登輝元総統逝去からの一年を振り返って

— 李登輝元総統の逝去から、まもなく一年となりますが、この間を振り返ってどのように感じますか。

早川氏 まもなく一年となりますが、今振り返っても、李登輝という人間の下で学ぶことができたのは、自分にとって大変な財産であり、また秘書としてお仕えした8年間は本当にかげがえのない経験であったと感じます。実際、李登輝元総統が逝去された際の各国メディアの報道振

りは、自分の想像を遥かに超えるものでした。台湾や日本だけでなく、世界中のメディアで大きく取り上げられ、逝去のニュースが世界を駆け巡ったことを目にし、改めて李登輝元総統が如何に世界で尊敬され、愛されていたのかを強く実感しました。

一台湾人の中には、李登輝元総統の逝去によって、李登輝元総統が台湾にもたらした民主主義の遺産の大きさを再認識したと話す人もいます。

早川氏 李登輝元総統は、台湾の民主化後に逝去された初めての総統（注：総統としての実質的な権限を持たなかったとされる嚴家淦元総統は1993年に逝去）となりますが、李登輝元総統が亡くなられた後の台湾社会の動静は、李登輝政権を経て台湾が民主化した、或いは民主主義が台湾社会に深く根付いたことを如実に示すものとなりました。具体的には、まず言論の自由が挙げられます。過去の総統の逝去時とは異なり、李登輝元総統が逝去された時には、その功績を評価する言論とともに、李登輝元総統を直接批判する様な言論も一部で見受けられました。こうした権力者に対する批判が許容される、言論の自由が担保される社会となったのは、正



李登輝元総統ゆかりの地①：生家「源興居」
(新北市三芝区)

に李登輝政権の成果なのだと思います。

また、過去の総統の逝去時には、国が国民に喪に服することを強制し、それによって市民生活に大きな影響が生じていました。1988年に蔣経国元総統が逝去した際は、台湾人である自分の妻も学校の指示で、蔣経国元総統の遺体が通過する沿道で跪くことが強制されました。それが、李登輝政権を経た今日の台湾では、李登輝元総統が亡くなられても、国が国民に喪に服することを強制することもなければ、学生に跪くことを強制するようなこともなくなったのです。

さらに重要な変化として、かつての権威主義時代においては、総統が亡くなると、一般市民は「この先この国はどうなってしまうのだろうか」との強い不安を感じる事が常でありましたが、李登輝政権を経た今日の台湾では、元総統が逝去しても、国家機能や民主主義が正常に機能し、市民の日常生活は至って平穏なままです。これこそ李登輝元総統が目指した民主主義台湾のあるべき姿なのだと思います。つまり、元首が亡くなくても、台湾は台湾として存在し続けるのです。

間近で見た李登輝元総統

一早川さんが李登輝元総統の秘書を務められた8年間は、ひまわり学生運動や民進党政権の発足など、台湾情勢が目まぐるしく変化し、台湾人の間で中国大陆との関係拡大への拒否反応や台湾人意識が急速に高まった8年間であったと思います。こうした台湾をめぐる情勢の著しい変化を李登輝元総統はどのようにご覧になっていたと考えますか。

早川氏 自分がお仕えした8年間は、李登輝元総統が一貫して目指してきた「台湾は台湾として存在し続ける」との方向性がより一層明確になった8年であったと思います。実際、国立政治大学選挙研究センターが毎年行っている調査



李登輝元総統ゆかりの地②：「真理大学」
戦前は李元総統が通った淡水中学校のキャンパスだった
(新北市淡水区)

結果からも明らかなおおり、この間に多くの台湾人が中国との間で距離を感じるようになり、台湾人アイデンティティが一層の高まりを見せました。その意味で、李登輝元総統は、かつて中華民国を「外来政権」と表現しましたが、中華民国という名称は別にしても、実態面では「台湾は台湾として存在し続ける」状況が着実に進展したと言えるのだと思います。実際、李登輝元総統は、蒋介石時代の「中華民国来台湾（中華民国が台湾に到来）」を「中華民国在台湾（中華民国は台湾に在る）」へと方向転換させましたが、現在の蔡英文時代においては、更に一歩進んで「中華民国是台湾（中華民国は台湾である）」へと深化しているようにも見受けられます。

—李登輝元総統は、総統在任中に生じた「野百合学生運動」や2014年の「ひまわり学生運動」など学生の政治運動に対して同情的であり、また日本との関係でも学生との交流を特に重視されていましたが、李登輝元総統が日台の若者に対して期待することは何であったと考えますか。

早川氏 李登輝元総統には、「人間生まれてきたからには、公のために尽くすべき」との強い信念があり、若者に対しても「公のことを考えて欲しい」との思いを抱いていました。実際、李

登輝元総統がかつて農業経済を専攻したのも、幼少期、地主であった実家に毎年小作人たちが「来年もお願いします」と出向いて来る光景を目にし、何故同じ人間なのにこれほどの格差が生まれるのか、苦しんでいる農民の手助けとになりたいと考えたことが契機となっています。だからこそ、将来の台湾を担う若者には、自身と同じように公のために尽くす志を持って欲しいと願っていたのだと思います。

学生との関係で特に印象に残っているのは、「ひまわり学生運動」が起こった際、運動に参加した学生たちを熱心に支援していた李登輝元総統の姿です。実は、あまり知られていませんが、李登輝元総統自身にも学生時代にデモに参加した経験があります。戦後、李登輝元総統が台湾大学に編入した後の1947年のことですが、北京大学女子学生暴行事件（注：1946年12月24日に当時北京大学に所属していた女子学生が、米兵によって暴行を受けた事件。事件後、北京のみならず天津、上海、南京など中国各地で反米デモが勃発し、台北でも学生によるデモが行われた）に端を発した反米学生デモに学生リーダーの一人として参加していたのです。そうした自身の経験があるからこそ、総統在任中



李登輝元総統ゆかりの地③：「台湾師範大学」
戦前は李元総統が通った旧制台北高等学校
(台北市大安区)

に直面した「野百合学生運動」や2014年の「ひまわり学生運動」に同情し、現状を変革しようとする学生たちの積極的な姿勢に期待を寄せたのだと思います。

また、李登輝元総統は、日本の若者との交流の機会を大変重視していました。日本の若者が面会を希望すると、志を持つ日本の若者を激励したいと言って、どんなに忙しい時期でも進んで面会に応じていました。今振り返って、自分が印象深く覚えているエピソードは、ある時、李登輝元総統と面会した日本の若者が、「日本の若者は政治に関心を持っていないが、若者の政治への関心を高めるにはどうしたらいいか」と質問したのですが、李登輝元総統は大変驚いた様子で「そうなのか。日本の若者は政治に関心を持っていないのか」と逆に質問を返していたことです。李登輝元総統との面会を望む日本人の若者は、一様に高い志を持つ若者ばかりであったことから、日本の若者が政治に無関心だというのはどうしても信じられなかったのだと思います。

李登輝元総統が日本人に伝えたかったこと

—2018年6月に行われた沖縄訪問は、李登輝元総統にとって最後の訪日となりました。当時、健康状態の悪化が伝えられる中での訪日でありましたが、李登輝元総統がそれほどまでに沖縄訪問にこだわった背景には如何なる思いがあったと考えますか。

早川氏 当時、体調不良を押してまで訪日した背景には、李登輝元総統の「執念」のようなものがあったと感じます。そもそも、2018年の沖縄訪問は、「台湾人戦没者慰霊碑に揮毫して欲しい」との依頼を受けた李登輝元総統が、「揮毫だけでなく、自ら訪問したい」と主張され、急遽決まったものです。ただ、訪日直前に入院するなど、当時健康状態は芳しくなく、関係ス

タッフも訪日の断念を検討すべきだと考えていましたが、当の李登輝元総統は「どうしても訪日したい」と譲らず、最終的に本人の意思を尊重し、訪日を決行することとなったのです。

この李登輝元総統の「執念」とは、第二次世界大戦で日本人として国のために戦った台湾人戦没者を慰霊したいという李登輝元総統の一貫した思いです。これには戦争で犠牲となった兄李登欽さんの影響があるのかも知れません。こうした強い思いがあったからこそ、李登輝元総統は台湾人戦没者慰霊碑の除幕式に自ら出席することを譲らなかったのだと思います。実際、李登輝元総統が、「摩文仁の丘（糸満市平和記念公園）」には、朝鮮人や他国の戦没者慰霊碑はあるのに、台湾人戦没者の慰霊碑は存在しない。何としても台湾人戦没者の慰霊を実現しなければならない」と話されていたのを印象深く覚えています。

—李登輝元総統が日本人を前に行った最後の講演となった2018年の台北市日本工商会主催の講演会では、ステージを去る直前に再度マイクを握り、「皆さん、日本と台湾のために奮闘しましょう」と呼び掛けられていたのを印象深く覚えています。これが日本人に向けた最後の言葉となりましたが、李登輝元総統はどのような気持ちでこの講演に臨まれたのでしょうか。また講演を通じて日本人に何を伝えたかったのだと考えますか。

早川氏 今振り返っても、李登輝元総統は日本人に対して本当に特別な接し方をされていたと感じます。この時の講演も、先ほどの沖縄訪問時と同様、スタッフから「体調を考慮して中止した方が良い」との意見が出る中で、李登輝元総統は「台湾にいる日本人に伝えなければならないことがある」と言って譲りませんでした。自分なりに解釈すれば、李登輝元総統がそこまでして日本人に訴えたかったこととは、台湾という存在の重要性を日本人にもっと理解して欲し



李登輝元総統ゆかりの地④：法覚寺慰霊碑
第二次大戦で犠牲となった台湾人の慰霊
碑、李元総統が揮毫（台中市北区）

いということであったと思います。李登輝元総統はかねてより、「日台は運命共同体である」と発言されてきましたが、台湾を守れなければ日本も生存の危機に直面することになる、日本と台湾はそうした関係にあるということを日本人に訴えたかったのだと思います。

講演の終わりに李登輝元総統が行った「皆さん、日本と台湾のために奮闘しましょう」という最後の呼び掛けには、その場にいた多くの日本人が心を打たれたことと思います。同時に、この訴えを傍で耳にし、自分は改めて李登輝元総統は「千両役者」であると感じました。李登輝元総統は、自身が日台関係において大きな影響力を持つ「李登輝カード」であることを客観的に捉えていたように感じます。だからこそ、自身が日本人に訴えかければ、日本人は動いてくれると考えていたのだと思います。台湾では「李登輝元総統は日本の肩ばかり持つ」と批判的に見る向きもありますが、李登輝元総統からすれば、自身が目指してきた「台湾は台湾として存在し続ける」ことを実現するためには、日本の協力が不可欠であり、そのためには日本人

に働きかけなければならないと考えていたのだと思います。やはり、李登輝元総統らしく、感情論に流されることなく、冷静かつ客観的な判断の上で行動されていたのです。

李登輝元総統の意志をどのように継承していくか

一財団法人李登輝基金会は、先般新体制（注：基金会董事長に李安妮氏（李登輝元総統次女）、同執行長に鄭睦群・淡江大学助理教授が就任）の発足を発表しましたが、この新たな体制の下で、今後基金会としてどのように李登輝元総統の意志を継承していく考えですか。また具体的にどのような活動が予定されていますか。

早川氏 これまで李登輝基金会の主な業務は、李登輝元総統の身の回りのお世話であり、基金会は正に李登輝元総統がご健在であることを前提とした組織でした。そのため、李登輝元総統は世を去られましたが、引き続き日台関係の強化を主要な柱として、学術や文化、芸術、スポーツなどの交流活動を進めていきたいと考えています。

もうひとつの主な活動として、「李登輝総統記念図書館（仮称）」のプロジェクトが具体的に動き出しています。詳しくは李登輝元総統の一周忌である7月30日の前日に記者発表をする予定ですが、既に政府の支持も得ています。図書館の設立場所は、旧台湾大学社会科学院キャンパス（注：日本統治時代の台北高等商業学校。台湾大学のメインキャンパスがある公館からは少し離れた MRT 善導寺駅の近くに位置する）を利用することが予定されています。このキャンパスは、李登輝元総統が戦後台湾大学の教授時代に教鞭をとっていた場所であり、李登輝元総統のゆかりの地として、図書館設立の最適な場所だと考えています。また、名称は図書館ですが、李登輝元総統の蔵書のみならず、



李登輝図書館予定地：旧台湾大学社会科学学院
戦前は台北高等商業学校
(台北市中正区)

李登輝元総統の功績を展示するコーナーも設ける予定であり、実態上は「李登輝記念館」といった形になるかと思えます。李登輝元総統のお墓は、軍が管理する墓園にあり、事前申請しなければ訪問できないことから、この図書館が多く日本人にとって李登輝元総統を偲ぶ場所になってくれたらと願っています。台北の中心部に位置し、MRTの駅からも近いことから、図書館完成後には是非多くの日本人に訪問して欲しいと思えます。また、図書館の設立が予定される旧台湾大学社会科学学院キャンパスの向かいには、旧台北市長官邸があります。ここは、李登輝元総統が台北市長時代に市長官邸として実際に住んでいた場所です。現在は市長官邸の役目を終え、喫茶店兼イベントスペースとして一般開放されているので、図書館訪問時に併せて訪問されても面白いかと思えます。

図書館の設立以外では、今年はコロナの影響もあり、なかなか自由に活動が行えないのが実態ですが、今年の下半期には李登輝元総統がこよなく愛したゴルフに因んで、李登輝基金会主催で「李登輝メモリアル日台交流杯（仮称）」を開催することも構想中です。また、来年以降になりますが、李登輝基金会と台北日本人学校との共催で弁論大会を行うことも計画しています。

さらに、来年7月頃になると思いますが、李



旧台北市長官邸
(台北市中正区)

登輝基金会主催で国際シンポジウムを開催する予定です。来年のテーマは「日台断交50年」です。1972年の国交断絶は不幸な出来事でありましたが、断交後の50年を通じて日台がより良好な関係を築いてきたのも事実です。その中で李登輝元総統が果たした役割は大変大きなものがあったと思えます。こうした観点から、日台双方の関係者が参加する国際シンポジウムの開催は非常に有意義だと考えています。また、来年は豪州にとっても台湾との断交50年に当たるため、場合によっては豪州などの関係国から参加者を募ることも一案だと考えています。

最後に、ソーシャルネットワークワーキング（SNS）上には李登輝元総統の生前からファンサイトのようなものがあり、数千人が参加していました。せっかくなので、今後もこれらのSNSを通じて、李登輝元総統の考えを伝えていきたいと考えています。実際、6月4日に日本が支援した最初のワクチンが台湾に到着した際には、李登輝元総統のFacebookアカウントを通じて、中国語と日本語で日本への感謝の気持ちを表明し、大きな反響がありました。李登輝元総統の考えを伝えていくとの観点から、今後ともこうした発信を積極的に行っていきたいと考えています。

（編集・写真：寺山学）

台湾における並行輸入の適正化によるブランド保護

理律法律事務所 弁護士 羅秀培

概要

本稿は、特許庁委託事業の一環として、公益財団法人日本台湾交流協会が2021年3月に発行した「台湾における並行輸入の適正化によるブランド保護」報告書¹を最新の情報も踏まえて再編集したものである。グローバル化の世界で、商品が自由に取引、流通されるトレンドを完全に止めることは困難である。だが、その流れに乗りつつ、企業の重要な資産であるブランドを保護するために、商品の企画段階から、宣伝広告、アフターサービスまで正規品と並行輸入品との差別化を最大限に図り、知的財産権の権利化と権利行使、並行輸入業者の法令違反の摘発、ECサイトとの連携など、ビジネスと法律的視点から網羅的な対応策を提案してみた。

1. 並行輸入とその背景

「並行輸入」(parallel import)とは、知的財産権者の許諾を得ていない第三者が、台湾の正規代理店や知的財産権者の現地法人等を通じた輸入ルートとは別に、海外で合法的に製造・流通され、知的財産権が付された商品を輸入することをいう。

内外価格差が一定範囲を超える場合、並行輸入業者が海外から低価格で真正品を並行輸入することによって、正規代理店との自由競争が行われる。しかし、並行輸入業者が、正規代理店のように宣伝広告費用を拠出することなく、正規代理店並みのアフターサービスも提供できず、正規代理店のグッドウィルにただ乗りして安い価格で並行輸入品を販売できることは、実質的に公平な競争ではない。

また、日本国内で最初に発売された真正品について、台湾での商品検査・認証や輸入手続きの関係から正規品の発売日が遅れることになる。正規代理店等は、商品の検査・認証を済ませ、適正な商品表示や合格シールの貼り付け等をしてから、はじめて台湾で正規品を売り出すことができる。一方、並行輸入業者は法令順守のコストをかけず、いち早く並行輸入品を台湾の消費者に届けられる。このように、台湾市場において、認証済みの正規品と、認証を得ていない並行輸入品が同時に流通されると、ブランドのイメージ低下につながる。

更に、企業はグローバル展開の中で、地域ごとにラインアップと仕様を決め、区別させる商品戦略がある。これは、現地独自のブランド力を構築するほかに、各地域の物価水準、売れ筋や消費者の好み、法令ないし産業基準の規格に対応するためでもある。また、現地正規代理店は、それに合わせた正規品の補修部品やアフターサービスを提供している。ただし、並行輸入業者は巧妙な方法で海外の個人や会社から台湾仕様でない商品を転得した後に、台湾の法令や規格に合わせるために、追加部品を取り付けたり、商品本体の改造を行ったりしている。並行輸入業者による商品の改変も、ブランドオーナーとしてアクションを取りたい。

2. 並行輸入の予防策

並行輸入予防策の中心として、正規品と並行輸入品との間で意図的に差異を作ることが最も重要である。その目的は、消費者による正規品の購入

1 台湾知的財産権情報サイト (<https://chizai.tw/report/>) から入手可能である。

意欲を喚起するとともに、並行輸入品のコストを高め、販売意欲を削ぐことにより、並行輸入品の発生を抑えるためである。

2-1 商品の企画、設計・生産段階での方策

(1) 商品、部品、付属品まで差別化

販売地域の排ガス規制、電圧やコンセント形状などの産業規格に適合させることは当然であるが、その地域の環境・風土や消費者の好みを考慮して独自の成分配合の商品を企画することも考えられる。また、商品本体のみならず、部品に至るまで地域別で差異を作ることができればより望ましい。並行輸入品との差別化を最大限に図り、国・地域別での正規品の購入意欲を喚起する。

商品付属品に関して、現地言語バージョンの使用説明書やマニュアルのみを添付し、多言語バージョンは使わない。並行輸入業者に対して、現地言語バージョンの使用説明書等を作成させる負担を強い、並行輸入品のコストを高める。

(2) ラベル表示の工夫

ラベルには、「FOR SALE IN JAPAN ONLY」などの限定発売、限定仕様の記載、及び予め輸出先の代理店情報を表示しておく。流通管理のために、ロット番号・製造番号も記載しておく。商品本体や包装に、警告表示を詳しく記載する。

2-2 輸出元における商品の販売段階での方策

(1) 代理店契約における販売制限・輸出制限

現地の弁護士に許容性を確認した上で、代理店契約において販売制限・輸出制限の条項を入れる。そこで、制限条項の合理性を裏付けるために、輸出元の代理店が現地で品質保証、アフターサービスを提供する義務や宣伝広告義務を定めるなどして、消費者利益や公平な競争を促す観点より制限を設ける理由を明確にしておく。

(2) 流通記録管理

ブランド管理や並行輸入品防止の観点から、可能である限り、製造から販売までの流通記録を管理し、海外での第一譲渡の購入者に関する情報も収集し記録する。後日、並行輸入品の出所を把握するためである。

(3) EC サイトとの連携：輸出の自粛管理

ブランドの力を活用して、輸出元の EC サイトに海外販売・発送をしないように呼びかけることも考えられる。少なくとも、電圧やコンセント形状など、明らかに海外の産業規格に適合しない商品等は、海外への販売・発送を自粛すべきであろう。

2-3 台湾における対策

(1) 消費者への広告宣伝

正規品と並行輸入品との差別化を図り、宣伝広告でそれを強調し、消費者に認識させる。とりわけ、物理的でない差異として、製品保証、アフターサービス、購入者イベント招待、会員特典サービス等が挙げられる。また、台湾代理店の出所を示すとともに、商品の法令順守を強調し、台湾代理店の正規品に、特別な印や「台湾仕様」、「台湾法規適合ラベル」などのシールを貼る。

正規代理店ルートで購入する消費者のみに対して製品保証等を提供するとともに、正規品でなければ代理店のアフターサービスを受けないなど消費者に不利益があることを詳しく記載する。これらの宣伝広告は、現地ブランドのグッドウィルの蓄積に寄与する。

(2) 並行輸入業者の動きのモニタリング

以下のことがモニタリングの対象として挙げられる。

- ・並行輸入業者が無断で商品を加工・改造・改変して消費者に誤認・混同を生じさせているか。
- ・製造番号やシリアル番号を抹消・改変している

か。

- ・ 認証を得ないままに並行輸入品を販売しているか。
- ・ 並行輸入品に中国語の商品表示の不備・不実があるか。
- ・ 宣伝広告に虚偽・不実があるか。
- ・ 正規品の写真・説明書等の著作物が無断で複製されていないか。
- ・ 正規代理店と誤認される記載があるか。
- ・ 海外で贈呈された景品を並行輸入し、無断で販売しているか²。
- ・ 正規品と並行輸入品との差異があるか。
- ・ 並行輸入業者が並行輸入品を販売するにあたり商標の使用態様は必要な限度³を超えていないか。
- ・ 修理等に持ち込まれた並行輸入品について、所有者の同意を得た上で、その入手経路を確かめ、並行輸入業者等に関する情報を収集する。

2-4 並行輸入品を輸入、販売する側の EC サイトに対して並行輸入品の表示を働きかける。

例えば、台湾の「小三美日」EC サイトは、化粧品等について、「並行輸入品」であることを明確に表示し、更に「台湾代理店あり」、「台湾代理店なし」との情報まで開示している⁴。

台湾の EC サイトではないものの、参考までに、米国の大手 EC サイトの日本法人における取組み⁵を紹介する。並行輸入品には①正規輸入代理店またはメーカーによる国内保証や修理サービスを受けられない、②製品の仕様が正規代理店取扱商品と異なり、日本国内での使用に制限がある、③仕入れルートの違いにより商品箱、装飾等に誤差が発生するなどの制限があるとして、並行輸入品は商品名に「並行輸入品」と明示させている。加えて、並行輸入品出品禁止ブランド一覧を公開し、このリストに掲載されているブランドの並行輸入品の出品を禁止している。企業は、このような取り組

みを積極的に利用することも一策である。

3. 並行輸入の対応策

3-1 商標権

並行輸入品は、台湾商標法第 36 条第 2 項における「商標権者又はその同意を得た者により国外市場において流通された商品」に当たる。原則として、台湾の商標権者が並行輸入品に対して権利を行使することはできないが、例外として、権利行使可能な場面として、「商品の変質・毀損の発生を防止する」こと、並びに「その他正当な事由がある」ことが挙げられている。

「商品の変質・毀損の発生を防止する」ことについて、商標の品質保証機能に関連し、並行輸入

2 海外で贈呈された景品を並行輸入し、無断で販売することも商標権侵害になる。台湾知的財産局『商標法逐条解説』（2017 年）142 頁。

3 並行輸入業者は、並行輸入品を販売するにあたり、商標権者の商標を使用することがある。この場合、台湾商標法第 36 条第 1 項 1 号により、「指示的合理使用」に該当する場合、商標権侵害にはならない。これは、並行輸入品を再販売する際に、自分が取り扱う商品に関する必要な情報・内容を単純に示すために、並行輸入品に付された商標を必要な限度において使用することであり、これは法的に許される。例えば、並行輸入業者が、商標が付された並行輸入品の写真を自ら撮影し、その写真を広告やウェブサイトに掲載することは、違法ではない（知的財産局 2017 年 11 月 27 日電子メール字第 1061127 号解釈書簡）。「指示的合理使用」については、司法院 2017 年 5 月 8 日知的財産法律座談会・民事訴訟類関連議題第 2 号議案において、「消費者に対して正確で、真実な商品情報を提供するためであれば、必要な使用行為に該当する。且つ、商業取引習慣における信義則の方法に合致し、商品又は役務の出所につき消費者が誤認混同する恐れがない」との判断基準が示されている。

一概には言えないが、少なくとも、並行輸入品であるとの説明もなく、商品の紹介について、商標権者又は台湾代理店のホームページにリンクさせるような行為は、消費者を誤認混同させる恐れがあり、商標権侵害が成立する余地があると考えられる。

4 <https://www.s3.com.tw/TC/PDContent.aspx?yano=f54366337&kw=%e6%97%a5%e6%9c%ac%e6%b4%97%e9%9d%a2%e4%b9%b3&pi=0>（最終閲覧日：2021 年 7 月 25 日）

5 https://sellercentral.amazon.co.jp/gp/help/external/G200936440?language=ja_JP&ref=efph_G200936440_cont_G521（最終閲覧日：2021 年 7 月 25 日）

表 1：商標権に基づくブランド保護

物理的に商品同一		物理的に商品同一でない	
実質的差異なし	実質的差異あり (認証等)	権利者の意による差異	並行輸入者による 加工改変
<ul style="list-style-type: none"> ・商標権侵害にならない ・その他法令違反の可能性：公平交易法、商品標示法等 	<ul style="list-style-type: none"> (重大な事案) ・商標権侵害の可能性がある ・民事訴訟手続きによる権利主張を提案する (軽微な事案) ・主務官庁へ告発（電信管理法、商品検査法違反等） ・警告状の送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な事由」として、権利行使の可能性がある ・例えば：家電製品の電圧、乾電池の容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標権侵害罪に該当するため、刑事告訴を推奨する
×	▲	▲	●
商標権侵害の可能性			

(著者作成)

が容認される大前提として、商品の出荷・第一譲渡時の状態のままで再流通されることが条件であり、加工や改変があってはならない。したがって、もし第一譲渡後に商品の改変等があれば、もはや商標権者による品質管理が及ばず、商標の品質保証機能が害されるため、無断で商品の改変を行った並行輸入業者に対して、刑事告訴を行い、刑事責任を追及することができる⁶。

米国では、並行輸入品と正規品との間に、商品の形態や品質等僅かな物理的差異、又は物理的でない差異(例えば製品保証又はアフターサービス)のみがある場合も、「実質的差異」(material difference)があるとし広く商標権の権利行使を認め、並行輸入を禁止している⁷。また、中国では、製品強制認証を得ていないタイヤの販売が商標権侵害に当たるという先例が既に確立した⁸。

台湾では裁判例がないが、本稿は、商標法に基づいて、商品認証を得ていない、又は正規品のような品質保証やアフターサービスが提供されていない並行輸入品に対して、その流通により商標の信用・名声が害される「正当な事由」として民事訴訟を通して商標権侵害を主張することを提案する。小規模や軽微な案件は、費用対効果の観点から、商品認証等を得ずに輸入・販売される並行輸入品に対して主務官庁に法令違反を告発したり、並行輸入業者宛に警告状を送付したりすることが

考えられる。

3-2 著作権

著作権法の適用については、著作物⁹か、著作物でないかによって対策が異なる。並行輸入業者が流通目的で著作物を輸入する場合、著作権を行使することができる。著作物でない場合、例えば様々な著作物を含む商品やキャラクター商品については、実際に商品認証を必要とする場合が多く、商標権を活用できる分野でもあり、改めて知的財産権の権利化の重要性を強調したい。もし商標登録がなければ、下記商品認証や表示の法令違反につき主務官庁に告発することが考えられる。

6 最高裁判所 82 年度 (1993 年) 台上字第 5380 号刑事判決、台北地方裁判所 106 年度 (2017 年) 智易字第 52 号刑事判決。
 7 SKF United States, Inc. v. ITC, 423 F.3d 1307 (Fed. Cir. 2005), Societe Des Produits Nestle, S.A. v. Casa Helvetia, Inc., 982 F.2d 633 (1st Cir. 1992)。
 8 湖南省長沙市中級人民法院 (2009) 長中民三初字第 0073 号民事判決。
 9 台湾著作権法第 5 条において、著作物の例示として、言語、音楽、舞踊・無言劇等、美術、写真等、図形、映画・映像等、録音、建築、コンピュータプログラムの著作物が挙げられている。著作物とは、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうことから、実用品について、場合によって美術の著作物としては認められないが、美的鑑賞の対象になりうるような実用品は、著作物として認められる余地があると思われる。

表 2：著作物・著作権を含むグッズに関連する権利行使

並行輸入品	並行輸入品に対する法的行動
著作物又はその複製物 (例えば絵本、ぬいぐるみ)	・台湾国内での流通を目的とする輸入行為：民事訴訟を通じて差止め、損害賠償を請求することができる ・輸入後の流通行為は著作権侵害罪 ¹⁰ に該当する(注：現行法)。光ディスクを除き、親告罪である故に刑事告訴を行う必要がある(著作権法第91条の1、第100条)
著作物を含むグッズ・商品(例えばキャラクターのプリント付きマグカップ)	・商標権がある場合、上記商標法に基づくブランド保護を参照 ・商標権がない場合、下記知的財産権以外の法律により主務官庁に告発する

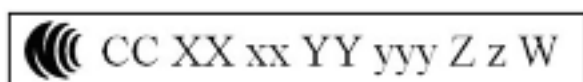
(著者作成)

3-3 知的財産権以外の法律

その他の法律も活用しつつ対策を組む必要がある。電信管理法、商品検査法をはじめとする、商品認証を要求する法律がある。また、商品標示法、公平交易法等は、並行輸入業者に適切な標示、広告を促す役割を果たしている。

(1) 電信管理法

電信管理法及び関連規則により、電波利用の秩序を維持するために、電波規制高周波機器の製造、輸入、販売が規制されている。電波規制無線周波機器認証に合格した商品は、商品本体に合格シールを表示し、オンライン販売の場合も、商品紹介ページに表示しなければならない。携帯電話、タブレット、デジカメ、プリンター等、様々な商品が対象になる。合格シールのイメージは下記の通りである。



並行輸入業者が実店舗で認証を得てない商品を販売し、又はオンラインショップで認証シールを表示せず販売している場合、オンラインで告発を行うことができるように国家通訊伝播委員会(以下、NCC)が設けたホームページは以下のとおりである。

<https://cabletvweb.ncc.gov.tw/POP30/> (中国語「型式認証検査」をクリックされたい。)

違法の態様により、実店舗・オンラインショップの資料、商品名称、ブランド、型番、写真(認証シールが表示されていないことを示すような正面、背面、左側面、右側面、平面、底面の六方向からの写真)、レシート等の提出が要求される。

(2) 商品検査法

商品検査法に基づいて検査・認証が要求される商品について、タオル、ベビー服、寝具、おもちゃ、文房具、スーツケース、電卓、マウス、スピーカー、モバイルバッテリー、オープン等非常に広範囲にわたり、キャラクターグッズについても馴染みのある商品が多い。商品本体等にシール又は表示をつける必要があり、そのイメージは以下のとおりである。



10 知的財産局の著作権法改正案第93条の1では、頒布権侵害罪のうち、並行輸入につき著作物又はその複製物を輸入した後の台湾内での頒布行為を対象外にしたため、この改正案が通ると、刑事罰が廃止される。なお、その改正理由について、本来輸入行為自体につき民事責任のみを負わせるのに対して、輸入後の頒布行為につき刑事責任を負わせるというのは、物事の筋道が立たないため、一律に民事責任のみとしたい、とのことである。

この改正案は、行政院の審議を経て、2021年4月12日に立法院に提出された。

認証なく輸入、販売した場合、過料に処するとともに、主務官庁は回収是正、没取、廃棄、その他必要な措置を命じることができる

經濟部商品検査局は、年間違反事例の要約を公表している。過去5年間の資料を見る限り、件数は近年減少傾向にある。国内生産商品の違反事例もあるが、輸入違反の件数が多くあるように見受けられる。

表3：2016年から2020年までの商品検査法違反件数

2020年	313件
2019年	324件
2018年	580件
2017年	609件
2016年	507件

(出典：經濟部標準検査局の商品安全情報ネットワークに公表された2016年度から2020年度までの違反事例要約に基づき著者作成)

商品検査法違反を經濟部標準検査局に告発する場合、以下のホームページを利用することが可能である。NCCと異なり、決まった書類や資料は要求されていないが、NCCの要求書類を参考し、できるだけ詳しい資料を提出することを推奨する。

“經濟部標準検査局” <https://www.bsmi.gov.tw/wSite/sp?xdUrl=/wSite/petition/MailMessage1.jsp&ctNode=2946&mp=1>

(3) 商品標示法

並行輸入業者は、商品標示法に従い、適正に表示する義務がある。輸入者の名称、電話番号、住所、製造日、有効期間、また中国語の表示及び説明書を加えることも要求される。その内容は、原産地の表示及び説明書より簡略であってはならない。上記並行輸入予防策で紹介されたラベル表示や説明書の工夫（詳細表示を推奨）は、この法律の定めに合わせて、並行輸入品のコストを高める一策でもある。

商品標示法について、中央官庁（經濟部）にお

ける窓口がなく、地方政府の主務官庁に告発を行うこととなる。通称「六都」といわれる六つの直轄市の担当官庁は、以下の通りである。

表4：商品標示法の直轄市担当官庁

直轄市	担当官庁
台北市	台北市政府（産業發展局商業処商業管理科）
新北市	新北市政府（經濟發展局商業發展科）
桃園市	桃園市政府（經濟發展局商業發展科）
台中市	台中市政府（經濟發展局商業科）
台南市	台南市政府（經濟發展局工商行政科）
高雄市	高雄市政府（經濟發展局商業行政科）

(出典：各市政府（ママ）への確認に基づき著者作成)

A. 公平交易法

公平交易法における並行輸入に関連する主な規制として、虚偽広告¹¹が禁止されている。違反行為につき、公平交易委員会は過料に処するほかに、是正を命じることができる。典型的な事例として、総代理店からの商品と偽称したものが挙げられる。

前記提案した予防策の具体例（ラベルに予め輸出先の代理店情報を表示しておく）として、知的財産裁判所107年度（2018年）公上字第4号民事判決を紹介する。

カナダのブランドは、衣服を生産する際に、予め服のタグに台湾、日本を含むアジア地域の代理店の名称を全て表示している。並行輸入業者は、中国代理店から服を入手し、台湾代理店の表記を

11 公平交易法第21条には、「事業者は、商品又はその広告に、或いはその他公衆に知らせる方法で、商品の取引決定に影響を及ぼすに足る事項について、虚偽不実又は誤解させるような表示又は表記をしてはならない。二 前項における商品の取引決定に影響を及ぼすに足る事項とは、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地及びその他顧客誘引の効果がある事項をいう。三 事業者は、前項の虚偽不実又は誤認させるような表示のある商品を販売、運送、輸出又は輸入してはならない。」(筆者訳)との定めがある。

削除せず、また適切な輸入者の表記もせず¹²、そのまま台湾で販売していた。台湾の消費者は、商品が台湾代理店より販売されたと勘違いして、返品したり問い合わせたりしたため、台湾代理店が処理に追われていた。裁判所は、並行輸入業者の行為は公平交易法の虚偽広告に当たるとして、差止め¹³を認めるとともに、損害賠償につき、台湾代理店の表記を削除するに係る人件費が節約されたことから、並行輸入業者に対する新台幣ドル100万円の損害賠償請求を認容した。

虚偽報告を公平交易法の主務官庁である公平交易委員会に告発する場合、商品、包装、広告等、違法行為に関する具体的な事実説明と証拠の提出が要求される。ホームページは以下の通りである。

“服務信箱公平交易委員会” <https://www.ftc.gov.tw/internet/main/mailbox/notice.aspx?mid=1057>

4. まとめ

並行輸入問題に気づいた際、まずは並行輸入業者の実態を調査する。海外でどのような経路で真正品が流出したかについて、製造番号やロット番号で確かめられる場合がある。海外の代理店による契約違反（例えば販売地域制限の違反等）が確認された場合、当該外国法上許される限り、是正を求めたり契約を解除したりすることによって個別契約で対処する。

調査結果や流通経路を確認してから、台湾での対応策を立てる。より効果的に並行輸入を阻止したい場合、調査結果に基づいて、知的財産権に基づく権利行使をすることが欠かせない。侵害が比較的明確で最も勝算のあるターゲットを選定し、商標権侵害の民事訴訟を提起し、又は刑事告訴を行う。一件目の勝訴・有罪判決を得ることができれば、商標権者がブランド管理をしっかりとしているという情報が広がり、他の並行輸入業者がそのブランドの並行輸入を敬遠する牽制効果が期待できる。

訴訟を避けたい場合は、並行輸入業者に警告状を送付し交渉を行う。また、商品認証や表示等の法令違反を告発することによって、法令違反の行為を停止させ、又はしかるべき認証を済ませて適切な表示をしてから輸入、販売させることができる。並行輸入業者が必要な認証費用を拠出し適切な表示をし、かかるコストを並行輸入品の価格に反映するという結果も、公正な競争に寄与する。

並行輸入対策は、多国・地域間の協力・調整が欠かせず、商品の企画、設計・製造段階から、法務・知財、品質管理、顧客サービス、営業やマー

12 別途、商品標示法の違反により3万円の過料に処された。

13 今後、並行輸入商品の衣服（即ち、台湾代理店からの購入でない商品）を販売するにあたり、台湾代理店の名称、電話、住所等情報を含む表示があってはならない。

表5：正規品と並行輸入品の差異と、適応可能性のある法律との関係

正規品と並行輸入品の差異	適応可能性のある法律
商品の加工・改造・改変	商標法
アフターサービス等を実質的差異あり	商標法
製造番号、シリアル番号の削除・改変	商品標示法、商標法
認証等を得ていない商品	電信管理法、商品検査法、商標法
商品標示が不適切	商品標示法、消費者保護法、刑法
広告宣伝等の虚偽、不実記載	公平交易法、商標法
広告宣伝、ホームページでの商標不適切使用	商標法
写真、説明書等の無断複製	著作権法

(筆者作成)

ケティング、経営管理、現地法人などの各部門が連携し、法律事務所の協力の下に国際的に取り組むべきである。まさに、企業の総合力が試される課題である。

また、権利者が並行輸入防止の方策を講じるたびに、並行輸入業者もそれに対抗する措置を取るであろう。常に並行輸入業者の動きを見極めつつ、

改めて企画段階から防止策を見直す必要もある。

対策のポイントは、正規品と並行輸入品との差異を見出し、或は意図的に作り出して、その差異を根拠に法令に基づいて対策が取れないかを検討する。以上簡単に表にまとめてみた。その他は紙幅の都合上割愛したが、詳細は報告書を参照されたい。

Taiwan's gift to the world (台湾から世界への贈り物)

写真家、旅行作家 小林賢伍

皆様は、台湾原住民をご存知でしょうか。

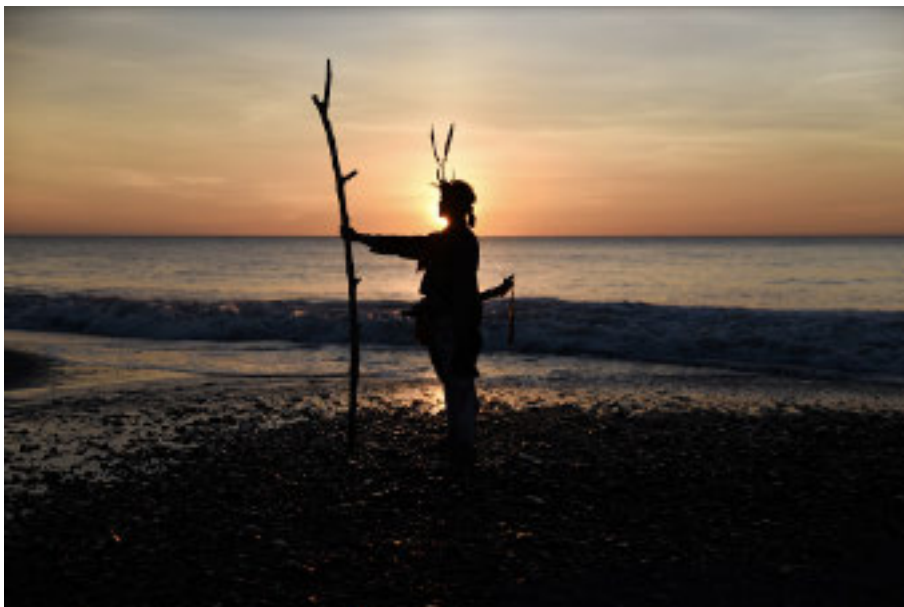
東京で育った私は、大学卒業後、都心の観光地や商業施設で勤務をしていました。毎朝同様の時間に起きて、満員電車に乗りながら、いつも同じ風景の中で暮らす。慣れてくると、そんな生活も悪くない。そうして、5年間が経過した頃、旅先で台湾の原住民に出会いました。それまでは、時間の許す限り、世界各国へ世界遺産を撮影記録することに明け暮れていましたが、彼等と対面し、荘厳で色彩豊かな服飾と透明感ある歌声に心を打たれました。日本の隣国にこれ程まで想像しなかった世界がある。まるで、今に生きる文化遺産を目の当たりにしたようなあの衝撃は、私に台湾へ渡る決断をさせました。

台湾原住民の歴史を学習してまもなく、過去の惨劇は文字からも私の感情を揺さぶりました。まずは、日本統治時代（以下、日本時代に省略）で

す。日本時代は、日清戦争の結果、下関条約によって台湾の統治が中国から日本に移った1895年4月17日から第2次世界大戦における日の降伏（1945年10月25日）までの期間です。

文化と信仰の衝突という視点で描いた映画『セデック・バレ』にある1930年に起きた「霧社事件」など、私達の祖先とも深く関わりがあった事実をそこで学びました。一時、過去の資料を見ることに足踏みすることもありましたが、再び、彼等に目を覚まさせてもらったのです。

それは、日本時代を生きた原住民の老人の言葉です。「あの頃の日本の人は真面目で、怖かったけれど、私たちに教育を与えて、交通状況を整えてくれた。今、一番訪れたい場所は、日本です。学校の先生が聞いていた日本語の歌は今でも忘れられない。」と、九州にいる日本人の友人から届いたという多くの手紙を見せてもらいました。



朝日に照らされる台湾原住民の姿

そうして、多くの台湾原住民と会話を重ねていく中で、私たちの祖先が台湾で暮らしたあの時代は、何も悲劇だけではないと、悲観的な先入観が薄れてきたのです。

台湾原住民は、目まぐるしく流れる時代の中で、常に自然と共生し、生態系にも敬意を払っています。また、祖父、祖母、父、母、祖先から代々言い伝えられるものを途切れさせません。時に、太陽の子と呼ばれる原住民の子はそれを受け取り、また、家族、友人、部落、土地、自然を愛する力を養います。大海原と高山に囲まれた原住民の部落で彼らと暮らしながら、撮影を交えて出逢った世界をご紹介します。

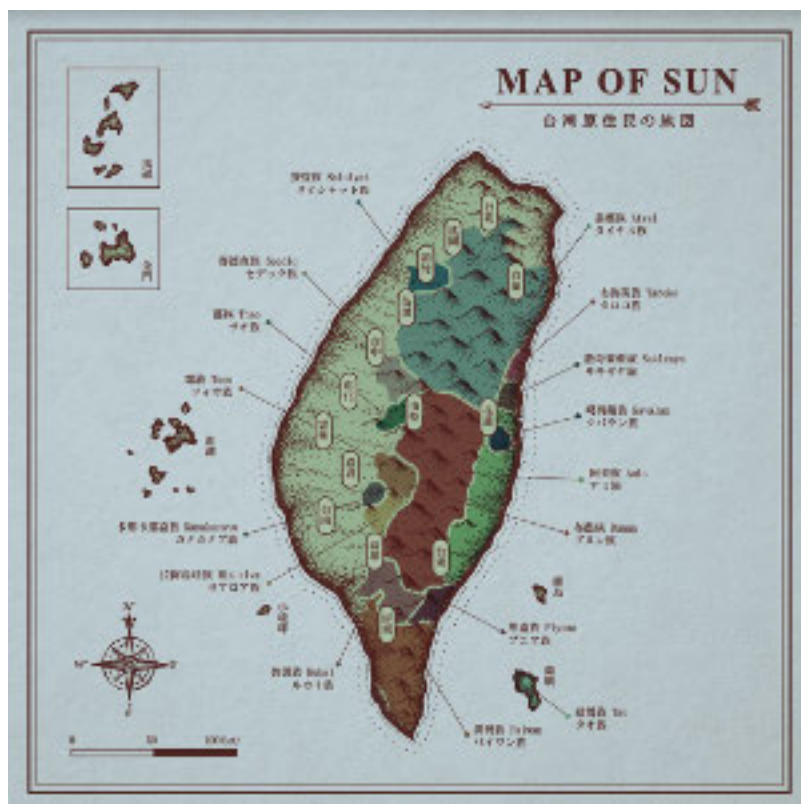
台湾の原住民族（英語：Indigenous Taiwanese・Taiwanese aborigine）は、遅くとも17世紀には現在の台湾に定居。2021年5月現在、台湾政府が正式認定するのは、合計16民族です。台湾総人口約2300万人に対し、原住民の人口は約56万人。よっ

て、総人口の約2%しかいません。

しかし、実際は、都市台北の暮らしでも、時折、原住民の伝統工芸を専門に取り扱う店舗や、原住民が好む噛みタバコ「ビンロウ」（華語：檳榔／学名：Areca catechu）などが、目に止まります。日本人にとって、民族文化への馴染みは多少薄いですが、台湾の原住民族は、歌声、運動神経が優れている傾向があり、国を代表するスポーツ選手をはじめ、歌手など、多くの分野でその個性を発揮しています。人口の少なさを感じさせることはありません。かつて、日本でブラックビスケッツとしてデビューしたビビアン・スーの母親もタイヤル族です。

台湾政府は日本時代、原住民族を9つの民族に分類しました。それぞれはアミ族、タイヤル族、サイシャット族、ブヌン族、ツォウ族、ルカイ族、

(*注) 台湾原住民の分布地図作成：蕭子強・小林賢伍



台湾原住民 16 民族の分布地図 (*注)

パイワン族、プユマ族とタオ族。国家が民族の自決権を尊重し、2001年以來、台湾政府は徐々に民族の認定を行いました。よって、公的に認められた民族の数は増加傾向にあります。

彼等は、それぞれ異なる文化と言語を持ち、総体的にオーストロネシア語族（マレー・ポリネシア語族）に属する諸言語を話します。しかしながら、部落を訪れると、この文字のない言語は時代と共に失われつつあると、皆口を揃えて言います。

台湾の原住民族はもともと東南アジア方面から渡ってきた民族であろうとする説もあります。しかし、台湾の原住民諸語がオーストロネシア語族の祖形を保持しており、考古学的にも新石器文化は台湾からフィリピン、インドネシア方面へ拡大しています。よって、オーストロネシア語族は台湾から南下し、太平洋各地に拡散したとする説が有力です。

以前、マレーシアのコタキナバル島の山脈を訪れた時、マリマリ部落と書かれた看板がありました。「マリマリ」は、台湾原住民のパイワン族の言葉で「ありがとう」を指す意味です。また、台湾東部の台東にある離島、蘭嶼に住むタオ族とフィリピン北部の原住民は、互いの母語を用いて通訳無しで会話ができるといいます。

アメリカの進化生物学者 Jared M. Diamond は定期刊行物の「Nature（自然）」で「Taiwan's gift to the world（台湾から世界への贈り物）」を掲載しました。台湾の原住民族言語、農業技術及び製陶技術が遠く海を渡り伝授することは、人類発展において重要なプレゼントになると述べたのです。このフレーズは、私にとって、非常に印象深いものになりました。何故ならば、私も実際に、台湾原住民を通して、自然環境や景観保護について考える機会を頂いたからです。台湾原住民が重視する自然との共生、その知恵と心得は、近年、世界に賞賛されています。

今回の記事では、台湾原住民の中から3つの民

族を紹介します。台湾原住民で最も人口が多く母系社会、女性優先の「アミ族」、標高500mから3000m 辺りと山間いで暮らす「ブヌン族」、蛇の百歩蛇を神様と崇め、貴族制度を用いる「パイワン族」です。

アミ族・Pangcah (Amis) / 2021年3月31日現在の人口215,528人

私が、初めて出逢った台湾原住民であるアミ族。台湾原住民総人口の37.5%を占め、国内だけでなく、最も知名度がある台湾の原住民族と言えます。

居住地は、東台湾の花蓮県、台東県、屏東県と広い範囲をカバーしています。家族の仕事は、女性主体で、母系相続を行うため、家業、財産は長女が受け継ぎます。アミ族の別名であるパンツァハは、「人間」「仲間」の意味を持つそうです。

アミ族は、歌をこよなく愛する民族で、年に数回開催される収穫祭などの祭典では、お酒に加えて歌と踊りが付き物。「ビールは水だ。」と言う逞しい彼等、原住民とお酒を飲む機会があれば、覚悟しましょう。（私は、お酒が苦手です。）

1996年アトランタオリンピックの開会式で舞台上上がった台湾原住民の「老人飲食歌」は、その時代に大きな印象を与えたそうです。アミ族の音楽は、民族だけでなく、台湾にとって実に重要な文化資産であることは言うまでもありません。

私が、台湾に住んで間もない頃、花蓮県主催の収穫祭に参加しました。そこでは、日本時代を過ごした年配の方々が流暢な日本語で部落の名産を説明し、彼らが纏う服飾は、当時、意味を理解していなかった私にとっても、息をのむ色彩でした。

アミ族は、赤色の伝統的な服飾、羽の冠、花の冠、肩帯に付いた円形の貝殻、腰帯に付いた鈴などが特徴です。北アミ族、南アミ族と、色合いや服飾は大きく異なりますが、共通点として、全て母親である太陽を象徴しています。



子供の晴れ舞台を見守るアミ族の親たちの姿

台湾東部の花蓮に、最も原住民族的な特色を備える野菜の宝庫と言われている、太巴塢部落(Tafalong)があります。ここは、アミ族の文化が花開いた一つの重要な場所と言われています。

馬太鞍川が光復川と交わる南側、大きな平原の上で、部族の人たちは赤もち米を復元、栽培しました。赤もち米は赤宝石のように部族の伝統文化の重要な作物です。水稻、ゼンテイカ、篠竹、黄藤の柔らかい茎、黒もち米も豊富で、現地の方が実際に目の前で餅を搗いてくれました。その時に、日本語の歌を歌いながら叩く姿に、その空間と自分の距離が近付いたような気持ちになったことを覚えています。

太巴塢部落には悠久の歴史を持つアミ陶器、木彫り、竹細工、手織りの布、伝統の手工芸品など、多くの場所で見ることができました。

部落の老人に日本人音楽学者、黒澤隆朝(1895~1987)の言い伝えを聞きました。黒澤隆朝は、アミ族の始祖伝説として以下の記録を残したそうです。

「太古、南方にあったラガサンという大陸が天変地異により水中に沈んだ。その時、白に乗り、辛くも逃れた男女が海流に乗り北上し、台湾に辿りついた。二人はその地に暮らし結婚、子孫繁栄を叶えた。その後、『我々は北に来た』ことから、アミ族語で北を意味する“アミ”を民族名にし

た。」

現在、複数の諸説があり、正しい見解はないようですが、日本時代に起きた出来事や物語は、台湾原住民の歴史を語る上で語り継がれています。

パイワン族・Payuan (Paiwan) / 2021年3月31日現在の人口 103,840人

各民族の中でも、一際荘厳な服飾を纏う、パイワン族。主に南中央山脈に暮らしています。彼らはピラミッド型の貴族制度を用いています。そして、パイワン族の貴族は、日常の生活労働に参加する義務はなく、工芸創作を嗜む時間と傾向があります。こうして、誕生した精巧な彫刻、装飾工芸は、現代の彼等においても、突出した個性です。

社会組織は、貴族・士・村民の3つ階級があります。貴族は、必ず、農地と住宅を持ちます。また、土地税、狩り税、山林税、水源税など、税金を取る権利があり、住宅は大きく、門には、蛇、鹿などが飾られます。士は、貴族に社会制度が似ていますが、入墨の柄、名前が異なります。村民は、自分で生活の必要品を稼ぐ、個人の努力で戦争、狩り、彫刻などのアプローチで個人の社会地位を上げるなど、各階級によって、大きく異なります。2016年に部落を訪れた際、私は、ご縁があり、部落の頭目の家に滞在させていただきました。そして、私が台湾に残る決意をした地が、ここパイワン族の大鳥部落です。ご馳走のカエル、飼育中の豚やアラム代わりの鶏、穴を掘った自家製トイレと突然現れる蛇、ここで過ごした時間は、忘れることができません。

台湾東南部に位置する大鳥部落は、東部にあるパイワン族の中で最も人口が多い部落です。入り口には、大きな彫刻があり、1つの街のように感じました。部落の前には、太平洋が広がり、後ろには南大武山があります。住民も海の文化を心にもち、皆が楽観的で明るく、大海のように寛大でした。部落内ですれ違う全ての人が家族である、

そんな、常に他を想い、誰かに守られている安心感があると言えます。

部落の中には、一部作業中の見学が可能な工芸品を販売する店舗があります。そこの方が、大鳥部落の服飾に関して特徴を教えてくださいました。「ここでは、黒、赤、黄などのパイワン族服飾の基本的な配色も同様に多様化していません。大鳥部族は、地理環境と歴史上に起きた変化と共に、新たな多元文化を吸収し、パイワン族の中でも自己の色を出しています。服飾の主色は大空と大海の青色を使用しています。」

青空が伝統の羽織物を一層引き立て、とても眩くて華美です。朝日上がる東台湾の美しい日光の大地にもよく合いました。

大鳥部落から近い、拉勞蘭部落、Lalauranの青年団が、毎夏、屏東と台東にある友好部族と互いの収穫祭に招待し合うと聞き、同行しました。これは、彼らが異なる部落に暮らすものの、同じ祖先を持つパイワン族として絆を深める為の時間です。

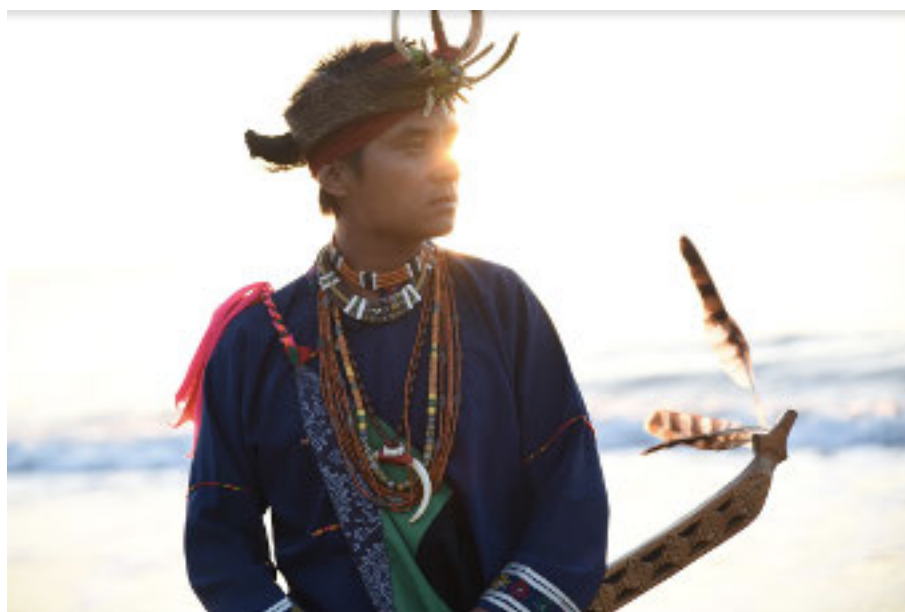
青年達は収穫祭の際、お祝いの贈り物（コンビニなどで購入可能な飲食物）を屏東県春日郷七佳



訪問した異なる部落の長に挨拶し、手を繋いで歌う青年達の姿

村 Mamazangiljan（パイワン族の言葉で伝統持つ指導者の意味）の家に送り届けます。中でも、撮影する上で特に印象に残った、頭の飾りについて記録しました。

これは、「七里香：シチリコウ」、台湾の原生植物です。普段お酒を醸造する前に、七里香の葉は酒がめに清潔用の材料として用いられ、醸造の過



台湾東部の台東にある大鳥部落パイワン族の服飾



「香りが七里先まで届く」と言われる植物・七里香を頭に飾る青年達

程において重要な役割を果たします。「失敗を払い退ける意味もあり、七里香を燃やした後に煙が空へ昇っていき、先祖をつなぐ架け橋となる。邪気払いや魔除けの効力も信じられている。」と青年が教えてくれました。そのため、拉勞蘭部族の青年は他の部落を訪問する時、みな七里香を身に付けており、七里香は青年たちの無事を守護するよう祈ります。同時に、「全てのものには意味があり、それらを理解することがとても重要である。」と学びました。

東部に暮らす彼等が、南部のパイワン族の部落をまわる挨拶の仕方は、とても興味深いものでした。まずは、リーダーとなる、頭目の家を尋ねます。飲料などを届け、挨拶と顔合わせをした後、家の前で手を繋ぎ、部落毎の舞いを見せます。円陣を組み、パイワン語で歌い、ゆっくりと見えな何か、意思の疎通を測るかのような空間が生まれます。「収穫祭は間も無くやってくる。私達は新しい年に入るため、部族の人々は互いに集まる時間を大切にし、団結しなければならない。」これは、彼らが歌う意味です。

ブヌン族・Bunun / 2021年3月31日現在の人口 60,119人

私が最も多く訪れた民族である、ブヌン族。彼等は主に中央山脈の東側に暮らしています。人口

の約半数が500mから1500mの山間に暮らし、各部落までの交通は便利ではありませんが、自然に限りなく近い民族です。

ブヌン族は、家庭、家族、敬老に対する想い、重要性が他民族より、大きな意味合いを持ちます。よって、彼らは、大家族制度、及び、敬老制度を用いています。狩りの遅しさは、民族間でも恐れられ、狩った動物の骨を家や隣の木にかけ、部落内で見せつけ合います。私も幾つかの部落を訪れる度に、山の豚や、鹿の骨が並び、多少の威圧感を覚えます。彼等は、血縁関係から、お互いを認識し、アミ族の母系社会とは異なる父系社会です。また、老人が絶対の権利を持ちます。

以前は、氏族制度があり、部落外との結婚が厳しく制限されていたそうです。私のブヌン族の友人は、幼少期の頃、部落以外の友人を家に連れてきたとき、祖父母が彼らとの関わりを許可しなかった思い出を話してくれました。これは、彼らにとって、名が持つ重要性和血縁で発展していた背景が影響していると言えます。

ブヌン族の伝統的な思考が「泛霊信仰：アニミズム」です。人には、二つの靈魂があり、一つは左の肩。もう一つは右肩。この異なる二つの魂が独立した意思を持つと考えられており、人の行動を決める。左肩は、乱暴、貪欲。右肩には、友情、寛大などの意思が宿ります。これらは、敬老制度



台湾東部の台東にある初來部落ブヌン族の青年と稲田



円陣を組み、パシプブを披露する台湾原住民ブヌン族

の布農を尊重するように父親から受け継がれると信じられています。

台湾東部の台東、海端郷にある初來部落（Sulai-iaz）はブヌン族の小さな部落の一つです。日本時代後半、部落付近から集まったブヌン族が創立。当時、この地には、多くの榕樹があり、ブヌン族語で榕樹を意味する Gulaiath にちなんで、「初來」と命名したと現地の長老が教えてくれました。

毎年11月—12月頃、彼等は栗の豊作を祈り、種を撒き、祭りを催します。1月—3月頃になると、村の男陣が輪を作り、栗豊作祈願の唄をうたいます。これが世界にも注目される八部合音です。ブヌン語では、「パシプブ」と呼ばれます。歌声の良し悪しは豊作物の豊作か凶作に関わるとされ、重要且つ尊く、天に捧げる声です。実際に、彼等と共に歌う機会を頂いた際、多くの発見がありました。

まず、「耳で聞いて歌う」意識です。これは、相手の声を聞いて、異なる音を発する為に必要な思考です。一人の綺麗な声が、重要なわけではない。そして、それら相手を重んじる気持ちが結晶となり、神秘的な音を奏でます。

花蓮県政府文化局は2015年、同県卓溪郷に住む台湾原住民ブヌン族に伝わる伝統的八部合唱パ

シプブを県の文化資産に登録しました。

特に注目すべきは、彼らの生態保護に対する考え方です。祭儀のときだけは、指定された数の動物（射耳祭／50頭）を狩ることが許可されます。基本概念として、彼らは、動物の無駄な殺生はしません。また、華語では「刚刚好」、日本語では「ちょうどいい」と言う単語をよく使います。これは、「一回の食事に対して必要な分だけを狩る」と言う現代が忘れていた大自然への敬意なのです。

山林を駆け抜ける、果敢なブヌン族です。自然の恵みへの敬意は特に強いと言い切れます。彼ら



射耳祭後、部落の人へお肉を配る為、大人数でお肉を切る作業風景

にとって、全ての植物は命であり、贅沢なご馳走は自然への感謝が詰まっています。以前、彼らが、狩りで自給自走の生活をしていた頃、山に入る部落の者たちは、まず、祖先に感謝することから始まりました。

部落の長と、部落の人々から「獣道」と呼ばれる以前狩りをしていた山を散策しました。その際に、まず、入口にて、お酒を大地に巻き、ブヌン族語で祖先と大地に挨拶をしていました。同時に、「供え物は、水でも良い。重要なのは、気持ちだ。」と教えてくれました。動物を狩るのは、毒性の植物を弓矢に塗る他、石製の罌も使用します。収穫祭などの期間を通して、青年たちに弓矢を教えています。実際の狩りでは、銃を使用していました。

まとめ

台湾原住民は、今や台湾にとって民族文化の保存補完だけでなく、自然環境への見直し、及び、観光産業に彩りを加える一つの大切な柱です。これまで、約50を超える部落を訪問しましたが、唯一共通して言えるのは、「人と人との距離感」です。都市で暮らす私たちは、生活上、常に大勢の人に囲まれています。しかし、現代に置いては、赤の他人、或いは隣人でさえ、警戒すべき存在となっていることはないでしょうか。山岳にある部落によっては、時に、電波がない場所に家があります。食料の調達、また、隣人に会うためには、

車と長距離移動が必要不可欠であることは、稀ではありません。しかしながら、台湾原住民は「祖先が同じならば皆家族」という概念を持っています。阿里山の部落では、悪天候に関係なく、毎日、若者が調理・配達の手分けをして、行動が不自由な各老人の家に食事を送り届けます。このようにして、一生を助け合い、都市で暮らす私たちよりも友人が近くにいるのです。

近年、世界情勢は常に緊迫し、争いが絶えませぬ。そうした時代に台湾原住民の心は、年々価値が高まることは間違いありません。まさに、Taiwan's gift to the world（台湾から世界への贈り物）なのです。

小林賢伍 | KENGO KOBAYASHI

1989年生まれ。写真家・旅行作家。スポンサーは、Nikon-Taiwan。駒場学園高等学校の食物調理科にて調理師免許を取得後、国内外にて独学で写真を学ぶ。現在25カ国を撮影。2016年、台湾の原住民族の文化に関心を持ち、移住を決意。宜蘭県「抹茶山」の命名や、旅行番組の司会者などを経て、「Art Revolution Taipei 台北新藝術博覧会」の百大名人に3年間選出された。2020年交通部観光局、阿里山国家風景区管理所の広告「神話の大地」にて、イメージキャラクター及びナレーションを務めたほか、翌年出版した「風起臺灣（風立ちぬ台湾）/ Be Sky Taiwan」は、台湾の蔡英文総統に紹介された。



Instagram



Facebook

日台若手研究者共同研究事業研究成果報告（環境・エネルギーグループ）

東京大学公共政策大学院特任教授 芳川恒志

「日台若手研究者共同研究事業」は、日本と台湾の相互理解と知的交流を更に増進させ、共通の諸課題における日台協力の可能性を探ることを目的としています。日本台湾交流協会理事長と台湾日本関係協会会長が委員会の共同委員長となり、日台双方の研究者が参加する委員会を組織しました。第1期は平成30年10月から令和3年3月まで、①国際法（『交流』2021年5月号に掲載）、②福祉（少子・高齢化等）、③環境・エネルギーの3グループに日台双方の研究者が5名ずつ参加して共同研究を実施しました。

【環境・エネルギーグループメンバー】

- (1) 芳川恒志 東京大学公共政策大学院特任教授（座長）
- (2) 杉山昌広 東京大学未来ビジョン研究センター准教授
- (3) 渡邊裕美子 株式会社 Loop 電力事業本部 調達部戦略課課長
- (4) 高瀬香絵 一般社団法人 CDP world-wide Japan シニアマネージャー
- (5) 山浦紘一 立命館アジア太平洋大学国際経営学部准教授

1. 研究の背景・目的

日本と台湾は、地理的にも近接し、歴史的にも非常に深い関係にある。台湾は九州よりも若干小さい面積で、ここに日本のほぼ20%にあたる約2400万人が暮らしている。台湾本島のほぼ中央を北回帰線が横切っており、北が亜熱帯、南が熱帯地域となっている。また、全島の3分の2が高山や林地であり、台湾のほぼ中央にある玉山は標高3,952mである。

エネルギーの面では、台湾は日本同様化石燃料の資源に恵まれず、自給率も非常に低い。日本と同じく、電力網も台湾で独立しており、他国とは連結していない。このような事情のため、エネルギー政策面では伝統的に安定供給と経済性を重視

してきた。一次エネルギー供給をみると、石油、石炭、天然ガスの化石燃料の比率が日本以上に高く90%以上を占めている。非化石燃料では、原子力が残りの多くを支えている。このような中、蔡英文民進党政権は脱原発に転換し、中央は再生可能エネルギーの拡大に注力しているが、比較的炭素を排出しない天然ガスの輸入・利用が増加してきている。

このように日本と台湾は特にエネルギー需給やその環境の面で類似点が多い。また、2011年の福島第一原子力発電所事故後、台湾は脱原子力に政策転換したが、安定供給確保の不安等からこれに反対する世論も強い。一方で、日本は原子力を維持しつつも再稼働は必ずしも予定された程には進んでいない状況にある。このようなことから、日台ともに再生可能エネルギーの導入拡大を急ぎつつ、現実的には過渡的な燃料として天然ガスの利用が増えている。また、日本同様、台湾においても石炭がエネルギーミックスの中で依然として重要な役割を果たしている点も共通している。

温暖化対策の面では、日本は、昨年2020年10月、菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、官民で脱炭素に向けた動きが急速に進んでいるところである。一方で、台湾はパリ協定のメンバーではないものの、「自国が決定する貢献（Intended Nationally Determined Contributions,

INDC)」を自主的に策定するなど、温暖化に対する市民の意識も高まっており、政策も脱炭素に向けて加速しつつあるところである。

台湾は輸出が経済成長を支える主要な柱であり、産業構造については製造業を中心としたモノづくりが経済全体を支える構造も日本と共通する部分が多い。モノづくりの分野では、日本と台湾はともに中国やアセアン等の新興国・新興地域からの追い上げにさらされている。

今回の共同研究には、主として2つの目標があった。第一に、日本と台湾において脱炭素に向けた持続可能性の高いエネルギー需給構造の構築を目指し、脱炭素社会に向けた政策に必要な基礎的だが重要なデータやエビデンスを提供することを目指した。特に、今後脱炭素社会に向けた過程の中でますます重要となっていく市民や家庭、組織といった個々のプレーヤーに着目してそのデータ収集や分析を行った。第二に、日本と台湾は、エネルギー・環境の面で上記のように共通する部分も多いが、同時に気候条件や住宅、建築物のあり方、あるいは女性の社会進出の状況などの社会条件等相互に異なっている点もあり、エネルギー需要面でも差異があることなどが今回の共同研究を通じて明確になってきている。日本と台湾のこのような比較を十分に踏まえて、双方の強みを活かして、今後研究面のみならず経済や行政の分野でも一層協力関係を深化させていくためのベースの一つを提供することである。

2. 研究の手法

研究手法としてはエネルギー政策やそれに関わる項目に関しての文献調査、一般市民を対象としたオンライン・アンケート調査、エネルギーモデルを用いたシミュレーション分析を組み合わせた。脱炭素の機運が高まる中、再生可能エネルギー、特に変動性電源である太陽光発電などを対象に研究を進めた。再生可能エネルギー全般に関

して研究を進めたが、特に都市工学に関する造詣が深い台湾の研究チームとの相乗効果を考慮して、ゼロ・エネルギー・ハウス／ゼロ・エミッション・ハウス（ZEH）やゼロ・エネルギー・ビルディングに重きをおいた。

文献調査では日本と台湾のエネルギー政策の動向、特に気候変動や再生可能エネルギーに関する情報を公知情報に基づき整理した。再生可能エネルギーについては現時点の状況を踏まえた上で再生可能エネルギーの普及を促進する属性追跡システム（トラッキングのシステム）について日本と台湾の比較を行った。世界的に企業等が自身で購入し利用している電力が再生可能エネルギー起源であることを証明する証書システムのための基盤となる属性追跡システムが重要になってきているが、日本と台湾では発展途上にあるため、現状の制度や取り組みを整理し、今後の課題を明らかにすることとした。

オンライン・アンケートについては2組のアンケートを実施した。1組目は、2020年に実施したもので、ゼロ・エネルギー・ホーム、特に屋根設置型の太陽光発電を念頭に日本と台湾で消費者がどのような態度を示すかについて調査を行った。2組目はこれを踏まえた上で再生可能エネルギー全般及び脱炭素に必須になる二酸化炭素除去に関する態度を2021年にこちらも日本と台湾で調査した。どちらの調査においても選択実験を行い、消費者の支払意思額に関する調査を行った。

シミュレーションでは台湾の研究パートナーの専門性を活かし日本と台湾でゼロ・エネルギー・ハウスにおいて蓄電池を設置することの経済性について詳細なデータを用いて検討を行った。東京大学生産技術研究所 ESI 社会連携研究部門(以下、ESI)が開発した、住宅エネルギーモデル、ESI Residential Energy Model (ESIRE モデル)を用いて、日本と台湾で電気料金体系や気候帯や生活様式に起因するエネルギー需要の違いを踏まえた

シミュレーションを行った。

3. 研究成果

再生可能エネルギーの文献調査については、トラッキング・システムの課題が明らかになった。再生可能エネルギーの調達を積極的に行うことで、世界の脱炭素化を進展させる世界の大企業による RE100 イニシアチブでは、ただ再生可能エネルギーであればいいということではなく、どのような再生可能エネルギーを購入しているかが重要である。欧州の発電源証明、北米の REC、その他の国における I-REC など、信頼性の高いトラッキングが行われている国が増加する中、日本では、電源情報をあえて明示しない非化石価値証書が拡大している。一方、台湾では、中央が主導する T-REC が 2017 年に開始し、2020 年から取引市場も開設している。RE100 の要請により、2019 年から非化石価値証書にトラッキング情報をつける実証実験が資源エネルギー庁によって実施されている。トラッキングの重要性の認識が高まる一方で、シングルプライスオークション等、需要家側が安易に調達できる構造とはなっておらず、今後の改善が必要である。

オンライン・アンケート調査については、1 組目では、主に近年導入の進んでいる住環境における太陽光パネル導入に着目し、日本と台湾の消費者の太陽光パネル導入の要因を明らかにした。その結果、日本と台湾では共通して、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの理解と太陽光パネルへの高い関心や情報収集が、太陽光パネル導入につながっていた。太陽光パネルに強い関心がある人々は、太陽光パネルを導入するための情報を熱心に収集しており、たとえ設置・維持コストがかかるとしても太陽光パネルの自宅への導入を決断していた。しかしゼロ・エネルギー・ビルディングに関する知識の有無が太陽光パネルの導入に強く影響していたことは新しい発見である。特に日

本政府はゼロ・エネルギー・ビルディング政策を実施しているため、日本においては、よりゼロ・エネルギー・ビルディング政策を国民へ周知することが太陽光パネル導入増加につながるということは本研究で明らかになった新しい点である。台湾において、現在ゼロ・エネルギー・ビルディング政策は実施されていないが、今後ゼロ・エネルギー・ビルディング政策を進めることは台湾でのさらなる太陽光パネル設置増加につながると考えられる。

2 組目のオンライン・アンケートでは、ゼロ・エネルギー・ビルディングから離れより一般的に再生可能エネルギーについて調査を行った。再生可能エネルギーの比率を 10% 増加させるための支払意思額は、日本では毎月の電気料金の 0.5%、台湾では 1.6% と見積もられた。支払意思額は高くなく、再生可能エネルギーの本格導入には系統対策も含めたコスト低下が不可欠である。二酸化炭素除去についてはほとんどの回答者が知らず、アンビバレントな態度を示した。

シミュレーションについては、ゼロ・エミッション・ハウスの構成要素のうち、太陽光発電と蓄電池に着目し、その経済的価値を蓄電池運用決定問題として評価を行うことで、経済面からの蓄電池の導入可能性について考察することを目的とした。まず蓄電池普及の環境が整いつつある日本を対象として、住宅における蓄電池導入がどのようなメリットをもたらしうるのかを、導入サービスの提供者となり得る小売電気事業者の立場から検討した。現状の卸市場価格下においては小売電気事業者がこのようなサービスを積極的に行うための原資を得ることは、少なくとも平均的には困難であることがわかった。経済的メリット以外の効果にも遡及しつつ、削減効果が高い需要家の特徴を把握し、ターゲットを絞りながら事業展開してゆくことが重要と考えられる。

また、日本と台湾の電力使用量の相違を踏まえ

ると、蓄電池の普及において経済面ではどのような差異が現れうるのかについて検討した。台湾の電力使用量は日本と比較し、暖房需要が非常に小さく冬の使用量が小さい、共働き世帯が多く日中の使用量が小さいといった違いがある。また、太陽光発電量は、本来日射量の大きい4～9月が雨季や台風の多い季節であることから、年間を通じた差が小さいといった特徴がある。ただし、年間トータルでは、日本と台湾の需要パターンが、蓄電池導入による経済効果に著しい影響はもたらしていなかった。各々での蓄電池の普及は、買電価格・売電価格といった電気事業・再生可能エネルギー政策に左右されるところが大きいことがわかった。

4. 結論と提言

(1) 研究成果の日台における位置づけとインパクト

本研究では脱炭素という社会的潮流を踏まえて再生可能エネルギーに関して横断的に研究を行った。

脱炭素の加速とその影響が波及するセクターを振り返ると、今後大きく変化するコスト構造、社会、地政学の変化、さらには地方やNGOを含む新たなプレイヤーの登場を前提に、これまでに経験したことのないような長期的な意思決定とコミットが求められる。まさにパラダイムが変化することが予見される。このような新しく、いまだ全容の見えないルールの下での国際的な競争が始まっている。そのような前提で、まず課題の全容を見据えた作戦の策定と大衆の支持の獲得が不可欠である。同時に、同じ、あるいは同じようなルールで競争をする環境を構築すべきであり、カーボンニュートラルの船に多くの国を参加させる努力をしなければならない。

先述のように、我々は脱炭素に向けたグローバルな競争のとば口に立っている。この競争は当然

エネルギー・環境の問題であり、産業や経済が中心である。日本と台湾は、エネルギー需給構造が似かよっているのみならず、モノづくりが経済全体を支えるという産業構造も共通点が多い。また、この脱炭素のプロセスは、経済にとどまらず社会や政治外交などにも広範な影響を及ぼすだけでなく、新たに浮上してくる課題について新たな関係者が登場することに加えて、その役割も変化してくる。脱炭素社会の実現といった長期にわたる挑戦を行う上では、市民をはじめとする多様な関係者の理解と支持が不可欠である。

日本や台湾においては、脱炭素エネルギー、とりわけ再生可能エネルギーの導入を一層進めコストを出来るだけ下げ、そういった再生可能エネルギーが主たる役割を果たすようなエネルギーインフラを構築して社会に定着させていくことが喫緊の課題である。そのためにも市民や法人等の電力のユーザーの意向を正確に把握することが極めて重要であり、この重要性は今後ますます高まっていくこととなろう。世界は脱炭素に向けて急速に進んでいるからである。

(2) 提言と今後の展望

脱炭素社会の実現にはパラダイムの変化が求められる。それには個別具体的な政策に加えて、我々が今後どのような社会を目指すのかをしっかりと議論する良い機会にもなりうる。また、より政策決定過程におけるエビデンスの一層の重視、政策決定への関係者の参加など政策決定のあり方などについても見直す重要な機会となろう。いずれにせよ、こういった長期にわたる、経済を超える幅広い分野に影響を及ぼし市民を巻き込む「運動」を日本と台湾は政策として継続していかなければならない。同時に、脱炭素に向けた取り組みは長期にわたる広範な影響をもたらすものだからこそ、その政策決定は市民や関係組織を巻き込みつつ、以前にも増して透明なプロセスで実証的に進めら

れなければならない。

経済面を考えると、エネルギーコストは少なくとも短期的には上昇するが、それをいかに受容していくのが重要である。日台ともにモノづくりが重要な枠割を果たしている。単にサービス産業に移行すれば済む問題ではないだろう。(国境炭素調整が適切な形で行わなければ) エネルギー価格が上昇することは競争力に深刻な影響を与える。また消費者の支払意思額も決して大きくはない。全世界的には再生可能エネルギーのコストが継続して低下しつつあるが、日本と台湾はその恩恵を100%受益していない。イノベーションをさらに加速して内外価格差を減らして行くことが極めて重要になるであろう。

各論について以下述べる。

トラッキングについては、台湾においては、2017年にスタートしたT-RECが2020年から電力と分離した証書の取引を開始したものの、対象は系統に入れていないオンサイト発電分に限られるなどの課題がある。日本においては、オークションによって取引される非化石価値証書に後付けでトラッキング情報をつける実証実験が資源エネルギー庁によって行われているが、構造が複雑であり、需要家は直接購入できず、かつどのような証書もシングルプライスとなってしまう課題があ

る。日本・台湾双方において、アドホックな規制に頼らず、市場メカニズムを通じた好ましい電源の発展につながる、つまり健全な選択を可能とする情報システムとしてのトラッキングの進展がまだまだ必要である。

ゼロ・エネルギー・ハウスについては、支払意思額が大きくなり、また平均的な技術経済的条件ではペイしないことを考えると、経済的メリット以外の効果にも遡及しつつ、削減効果が高い需要家の特徴を把握し、ターゲットを絞りながら事業展開していくことが重要であり、ニッチを育てることが重要であろう。この点については再生可能エネルギーを系統電力として購入する場合も同じである。

最後に、日本と台湾はエネルギー需給の構造のみならず、実際の分析においても多数共通点があることが明らかになった。今後もこのような事業を通じて相互に研究交流することは、どちらにとっても政策のための科学的エビデンスの質を向上するのに大いに役立つであろう。

※研究成果報告書の完全版は当協会ウェブサイト上で公開しています。

URL : https://www.koryu.or.jp/business/exchange/junior_joint_research.html

日本台湾交流協会事業月間報告

主な日本台湾交流協会事業（7月実施分）

6月	内容	場所
7日	JENESYS2020 日台大学生オンライン座談会	オンライン
8日	パートナーシップ強化セミナー（ジェトロ茨城との共催）	オンライン
9日	JENESYS2020 日台大学生オンライン座談会	オンライン
12日	イノベーションネットワークあおもり 講演会（新子貿易投資アドバイザー）	オンライン
14日	第2回中等教育機関日本語教師研修会（坂本日本語専門家）	オンライン
28日	パートナーシップ強化セミナー（ジェトロ千葉との共催）	オンライン
28日	第2回日本語教育研修会（主催）	オンライン
30日	日本語講座（坂本日本語専門家）	高雄市（高雄市議会）

pick up!

日台大学生オンライン座談会 ～対日理解促進交流プログラム JENESYS2020～

2021年7月7日-9日 当協会主催(オンライン) 日本と台湾の大学生24名が参加

JENESYSとは、日本とアジア太平洋州、北米、欧州、中東の各国・地域との間で、知的好奇心を育み、将来を拓く人材を招へい・派遣する事業です。

7月7日第1回テーマ

「将来のキャリアについての希望とその理由」

「日台の就職活動の違い」や「大学生の人気職業ランキング」の話で盛り上がる中、「給料よりも夢が大事」、「生活のためには給料も大事」、「通勤距離を重視する」といった意見が出ました。価値観を共有し、相互理解を深める良い機会となりました。

7月9日第2回テーマ

「わたしたちの恋愛観と結婚観」

話し合いでは、「お互いが求めるものを提供することが大事」という意見や、SNS等のメッセージに「返信することが大事」という意見が出ました。また、日台で制度異なる夫婦同姓・別姓についても様々な議論が交わされました。



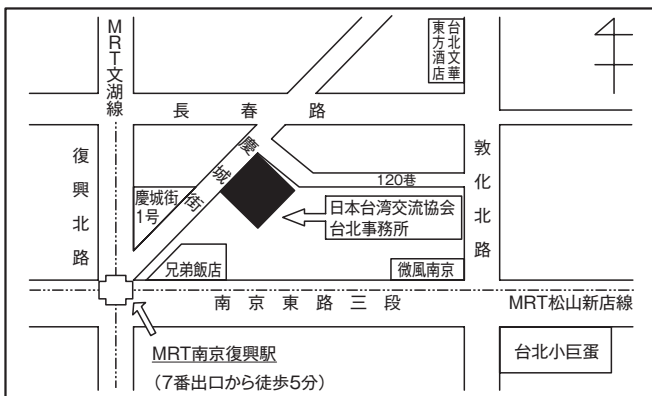
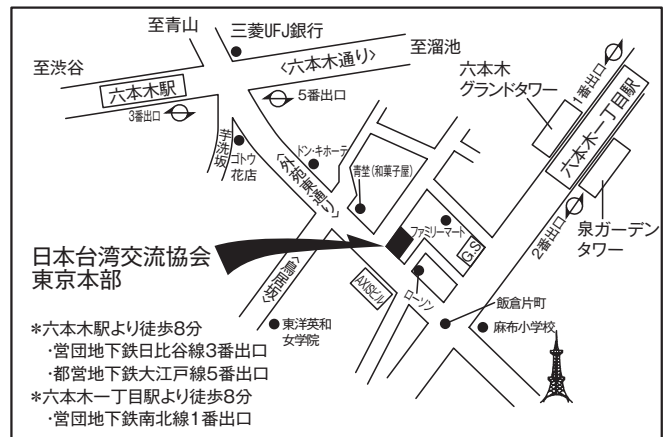
日台の大学生各3名ずつのグループを組み、中国語・日本語でディスカッションを行いました。



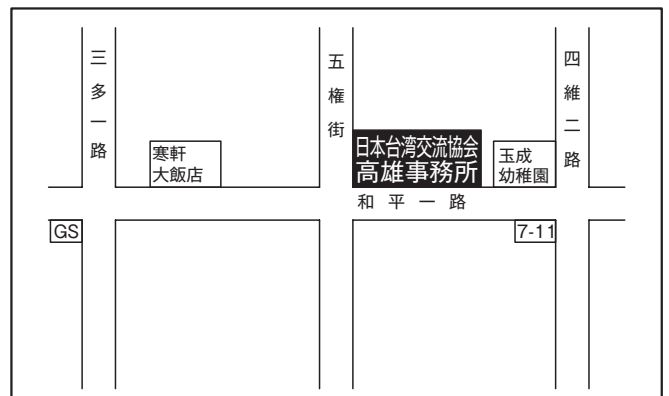
全体ミーティングの様子

令和3年8月27日 発行
 編集・発行人 花木 出
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>
 (三事務所共通)

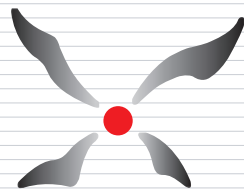
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza, 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787



高雄事務所 高雄市苓雅區和平一路87號
 南和和平大樓9樓・10樓
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734



公益財団法人

日本台湾交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

